

都道府県代行整備制度の概要

- 過疎地域市町村は、財政力が弱く、また技術的能力も十分でない場合が多いため、基幹的な市町村道等や下水道事業の整備について、過疎地域自立促進都道府県計画に基づき、都道府県が過疎地域市町村に代わって事業を行うことができる制度。
- 基幹的な市町村道等の整備については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定時から、過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で関係行政機関の長が指定するものが対象。
- 平成2年の過疎地域活性化特別措置法制定時には、過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を対象に追加。
- 公共下水道の整備については、平成3年法改正により創設され、国土交通大臣が指定する市町村が管理する公共下水道の幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置が対象。
- 平成7年度及び平成9年度には、財政力や地域に関する要件を緩和。また、平成15年度には、代行整備制度を実施した箇所に関し、増設についても対象に追加。

過疎地域を対象とした都道府県による代行整備制度② 手続・指定基準

条項	対象事業 (所管省庁)	手続	指定基準
第14条 (基幹道路の整備)	基幹的市町村道の新設及び改築 (国土交通省)	都道府県から意見聴取した上で、国土交通大臣が路線を指定	次の各号の一つに該当するもの a 都市計画決定された幹線街路 b 主要集落(戸数50戸以上)とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 c 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な生産施設とを連絡する道路 d 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要な生産施設又は主要な観光地相互において密接な関係を有するものとを連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道又は幹線一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のために必要な道路
	農業用道路の新設及び改築 (農林水産省)	都道府県からの申請に基づき、農林水産大臣が路線を指定	次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なもの a 受益面積30ha以上のものであること b 延長800m以上、かつ、全幅員4m以上のものであること
	林道の新設及び改築 (林野庁)	都道府県からの申請に基づき、農林水産大臣が路線を指定	次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なもの a 利用区域の森林面積が50ha以上であること b 地域森林計画において、指定林道として位置づけられ、かつ、次の要件のいずれかを満たすこと (a) 利用区域内に10戸以上の集落が存在すること (b) 国道、都道府県道又は基幹道路若しくはこれと同等の要件を持つ既設道路の間を相互に結ぶもの (c) 市町村森林整備計画において、「路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域」内で計画されているものであること
	漁港関連道の新設及び改築 (水産庁)	都道府県からの申請に基づき、農林水産大臣が路線を指定	その路線が市町村の区域を超えるもの又は延長が500m以上で、かつ全幅員が4m以上のものであること。
第15条 (公共下水道の幹線管渠等の整備)	公共下水道の幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置 (国土交通省)	都道府県を經由した市町村からの申請に基づき、国土交通大臣が市町村を指定	3頁記載

※ 関係省庁への照会等に基づき、総務省過疎対策室が作成。

※ 改良事業(改修、更新等)、維持修繕事業は対象外。

公共下水道代行整備事業に係る国土交通大臣の指定の対象となる市町村

次の(1)又は(2)に掲げる要件に該当することが必要。

(1) 次の①から③までに掲げる要件に該当するものであること

- ①財政力指数がその都道府県の過疎地域市町村の平均以下であること
- ②平成17年10月の国勢調査結果による行政人口が8,000人以下であること
- ③次の地域要件のいずれかに該当すること
 - ア)自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
 - イ)湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
 - ウ)下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「直ちに着手すべきもの」とされた市町村
 - エ)下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「すみやかに着手すべきもの」とされており、かつ、当該水域が環境基本法の規定により定められた水質環境基準を達成していない地域に係る市町村
 - オ)総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
 - カ)当該市町村の下流における都市用水等の取水量が日量3,000立方メートル以上である市町村
 - キ)水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村(地域要件の緩和)
 - ク)特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村(同上)

(2) (1)の要件に該当しない市町村のうち、次の①及び②に掲げる要件に該当するものであること(財政力要件の緩和)

- ①平成17年10月の国勢調査結果による行政人口が8,000人以下であること
※ただし、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する特定被災地方公共団体を除く。
- ②次の地域要件のいずれかに該当すること
 - ア)自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
 - イ)湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
 - ウ)総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
 - エ)水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村(地域要件の緩和)
 - オ)特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村(同上)

市町村負担額：
代行整備事業に要する地方負担額の1/2以上

市町村負担額：
代行整備事業に要する地方負担額の2/3以上

過疎地域を対象とした都道府県による代行整備制度③ 財政措置・実績

条項	対象事業 (所管省庁)	財政措置			実績 (箇所)	
		経費負担	国庫補助	地方財政措置		
第14条 (基幹道路の整備)	基幹的市町村道の新設及び改築 (国土交通省)	都道府県	都道府県に対し国庫補助(後進特例法等の規定に基づく嵩上げ有)	地方負担分に対し公共事業等債が充当可	H26:39 H27:38 H28:34	
	農業用道路の新設及び改築 (農林水産省)				H26:9 H27:8 H28:6	
	林道の新設及び改築 (林野庁)				・適用団体: 財政力指数0.46未満の都道府県	H26:120 H27:124 H28:117
	漁港関連道の新設及び改築 (水産庁)				・国庫補助率の引上限: 通常の1.25倍	平成16年度以降実績なし
第15条 (公共下水道の幹線管渠等の整備)	公共下水道の幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置 (国土交通省)	都道府県・市町村 ※市町村負担額の決定に際しては、当該市町村の意見を聴いた上で、当該都道府県議会の議決が必要	・適用団体の負担割合の下限: 0.1	・都道府県負担分に対し下水道事業債が充当可 ・市町村負担分に対し過疎対策事業債(充当限度額は起債対象額の1/2)及び下水道事業債が充当可	H26:2 H27:3 H28:3	

※ 関係省庁への照会等に基づき、総務省過疎対策室が作成。

※ 改良事業(改修、更新等)、維持修繕事業は対象外。

基幹道路代行整備事業の財政措置

事業主体	都道府県代行整備事業
単独・補助	補助事業
財源	国庫補助金
	国庫補助かさ上げ (後進特例法による)
	公共事業等債 〔 充当率90%、 交付税措置率20% 〕
	都道府県債
	一般財源(充当残)

(参考)市町村事業	
単独事業	補助事業
	国庫補助金
過疎対策事業債 〔 充当率100%、 交付税措置率70% 〕 or 地方道路等 整備事業債 (充当率90%) ※漁港関連道は 対象外	過疎対策事業債 〔 充当率100%、 交付税措置率70% 〕 or 公共事業等債 〔 充当率90%、 交付税措置率20% 〕
	市町村債
一般財源(充当残)	一般財源(充当残)

公共下水道代行整備事業の財政措置

事業主体	都道府県代行整備事業		
単独・補助	補助事業		
財源	国庫補助金		
	国庫補助かさ上げ (後進特例法による)		
	過疎対策事業債 充当率100%、 交付税措置率70%	下水道事業債 充当率100%、 交付税措置率21~49%	下水道事業債 充当率100%、 交付税措置率49%
	市町村負担金 <small>3頁(1): 地方負担分の1/2以上 3頁(2): 地方負担分の2/3以上</small>		都道府県債
	受益者負担(控除財源)		

(参考)市町村事業			
単独事業		補助事業	
過疎対策事業債 充当限度額は起債対象額の50%、 充当率100%、 交付税措置率70%		下水道事業債 充当率100%、 交付税措置率21~49%	
過疎対策事業債 充当限度額は起債対象額の50%、 充当率100%、 交付税措置率70%		下水道事業債 充当率100%、 交付税措置率21~49%	
市町村債			
受益者負担(控除財源)		受益者負担(控除財源)	

過疎地域を対象とした都道府県による代行整備制度④ 実施箇所数

都道府県代行整備制度の実施箇所数の推移

(箇所)

種別		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
道 路	市町村道	50	46	45	41	39	38	34
	農道	32	20	21	16	9	8	6
	林道	148	148	123	122	120	124	117
	漁港関連道	0	0	0	0	0	0	0
	合計	230	214	189	179	168	170	157
下 水 道	新規	0	0	0	0	1	1	0
	継続	5	3	3	1	1	2	3
	合計	5	3	3	1	2	3	3

過疎地域自立促進特別措置法における都道府県代行制度の規定 1

(基幹道路の整備)

- 第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。
- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わってその権限を行うものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
- 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
- 二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

過疎地域自立促進特別措置法における都道府県代行制度の規定 2

(公共下水道の幹線管渠等の整備)

- 第十五条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設(以下「幹線管渠等」という。)の設置については、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。
- 2 前項の指定は、当該公共下水道の公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)である市町村の申請に基づいて行うものとする。
 - 3 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。
 - 4 第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。
 - 5 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業(以下「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。
 - 6 前項の規定にかかわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。
 - 7 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。
 - 8 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。
 - 9 負担特例法第二条第一項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指数が〇・四六に満たない都道府県(以下「特定都道府県」という。)が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三条及び第四条の規定の例による。ただし、負担特例法第三条中「適用団体」とあるのは、「特定都道府県」とする。